

令和8年度立川市高齢者のつどい運営業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 契約件名

令和8年度立川市高齢者のつどい運営業務委託

(2) 目的

高齢者のつどいは、立川市在住の75歳以上の高齢者に向けた長寿を祝福し、敬老の意を表するイベントで、普段外出機会の少ない高齢者に有意義な時間を過ごしてもらい、閉じこもり防止や生きがいづくり、健康増進に寄与するための事業として毎年10月に2日間計4回開催している。令和8年度については、10月14日、15日にたましんRISURUホールにおいて開催を予定している。

この事業の成果をより効果的なものにするため、高齢者の参加する気運を高め、来場者の増加につながる魅力的な歌謡ショー等の演芸企画が必要になる。

したがって、多くの高齢者に対して魅力的で質の高い演芸企画を立案し、当日の式典等も安全・安心に履行できる契約業者を決定したいので、価格以外の要素を総合的に判断することができる本プロポーザル方式を採用する。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度立川市高齢者のつどい運営業務委託仕様書(案)」のとおり。仕様書(案)及び本プロポーザルの提案内容を踏まえて、業務内容を決定するものとする。

(4) 履行期間

契約締結日(令和8年6月中旬予定)から令和8年10月15日(高齢者のつどい2日目)まで

(5) 予算概要

総額 6,121,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

2 参加資格条件

以下、(1)～(3)の要件をすべて満たしていること。

(1) 東京都内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、立川市競争入札参加資格登録(以下「資格登録」という。)をしている者。ただし、資格登録をしていない者にあつては、次に掲げる書面を提出し、原則として契約締結時までに資格登録できる見込みがある場合に限り、参加することができる。

(ア) 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(法人)

(イ) 履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)(商号登記している個人)

(ウ) 身分証明書(商号登記していない個人)

(エ) 登記されていないことの証明書(商号登記していない個人)

(オ) 財務諸表(法人及び個人)

(カ) 法人事業税の納税証明書(法人)

(キ) 納税証明書その1(法人にあつては法人税、個人にあつては、申告所得税かつ消費税及び地方消費税)

(2) 前項の規定によりプロポーザル方式に参加できる者は、資格登録をしている者にあつては、立川市契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年2月23日市長決定)又は立川市競

争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定）の規定による参加停止の措置を受けていないものとし、資格登録をしていない者にあつては、当該基準の別表各号に掲げる要件に該当していないものとする。

- (3) 過去5年間に、地方自治体が実施する参加者400名以上（1公演あたり）の類似事業（式典、講演会、コンサート等）の受託実績を有すること。

3 選定条件

- (1) 選定方式

公募型プロポーザル方式（価格非考慮型）とする。

- (2) 選定方法

庁内に「令和8年度立川市高齢者のつどい運營業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の採点をもって事業者を選定する。

4 申込・受付

- (1) 方法

公募期間内に立川市ホームページより当業務案件の参加希望票（第1号様式）をダウンロードし、必要書類等と共に下記提出先へ持参又は郵送すること。

提出した者について参加資格条件に基づき参加資格の有無を審査し、その結果を電子メールおよび郵送にて通知する。

- (2) 提出先

立川市役所福祉部福祉総務課調整係

住所 〒190-8666 東京都立川市泉町 1156-9

- (3) 公募期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月24日（金）17時まで（必着）

5 公募要領等の入手方法

立川市ホームページ (<https://www.city.tachikawa.lg.jp>) の「産業・ビジネス」⇒「入札・契約」⇒「案件公表」⇒「令和8年度立川市高齢者のつどい運營業務委託に係る公募（プロポーザル）」の《関連ファイル》からダウンロード

6 提出書類

- (1) 参加希望票（第1号様式） 1部

- (2) 「2 参加資格条件（1）」が確認できる書類（資格登録をしていない者） 1式

- (3) 類似事業の受託実績一覧【様式4】・・・正本1部

※類似事業は、過去5年間における地方自治体が実施する参加者400名以上（1公演あたり）の式典、講演会、コンサート等の受託実績（自治体名、イベント名、開催日時、参加人数、イベントの概要）を記載すること。

※受託実績一覧に記載する事業については、受託実績契約書の表紙の写しを添付すること。

7 質疑・回答

- (1) 提出方法

「2 参加資格条件」を満たした事業者に対して質疑回答を行う。

質疑は電子メールによる提出とする。

提出先メールアドレス：fukushisoumu@city.tachikawa.lg.jp

件名を「令和8年度立川市高齢者のつどいにかかる質疑について」とすること。

- (2) 提出期限
令和8年4月30日(木)17時まで(必着)
- (3) 回答方法
令和8年5月7日(木)17時に、参加申込書を提出した事業者からの全質問に対する回答を電子メールで全参加事業者に送付する。

8 提案書の内容及び作成要領

- (1) 企画提案書の様式に指定はないが、A4横版(20ページ以内)で作成すること。
- (2) 企画提案書には、提案者名及び会社名が容易に推測される記載はしないこと。
- (3) 見積書及び提案者概要(第3号様式)は企画提案書に綴じこまず、別に提出すること。
- (4) 作成にあたっては別紙「仕様書(見本)」を参照し、図表や写真、イラストを使用し、別紙「令和8年度立川市高齢者のつどい運營業務委託に係るプロポーザル審査委員会に係る事業者選定審査基準」(以下「審査基準」という。)に記載する評価項目、評価内容に併せること。また、具体的な実施方法が想定できる資料とし、仕様書に記載のない新規の提案についても、具体的な実施方法が想定できる資料とすること。
- (5) 提案については、1事業者につき3提案までとする。複数の提案をする場合、演芸企画の内容に変化を持たせるよう努めること。
- (6) 演芸企画における出演者等について、応募した時点で提案する出演者等のスケジュールを仮押さえし、出演者等の変更が生じないようにすること。

9 提案書類の提出方法

- (1) 提出物
 - (ア) 企画提案書 10部
 - (イ) 見積書 原本1部
 - (ウ) 提案者概要(第3号様式) 原本1部
- (2) 提出期限
令和8年5月15日(金)17時まで(必着)

10 審査方法等

- (1) 審査方法
庁内に設置された委員会において、参加資格を満たした者(以下「提案者」という。)より提出された企画提案書(プレゼンテーション)・提案者概要について、評価項目に基づき評価・採点し、その総合点をもって事業者を選定する。
ただし、提案見積額が予定価格を超えていた場合は、審査の対象としない。
- (2) プレゼンテーション
提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション方式にて発表を行う。
時間は1者あたり発表20分以内、質疑応答10分以内とする。
 - (ア) 日付 令和8年5月20日(水) 午後予定(各事業者の時間は事前に通知)
 - (イ) 場所 立川市役所210会議室
- (3) 審査基準
提案内容について、評価項目に基づき5段階で審査・採点し、各委員の評価点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い提案者を第1位の契約候補者として委員会の選定とする。ただし、その総合点が基準点(満点の6割)に満たない場合は承認しない。また、総合点が高同点となった場合は委員会の各委員の投票により、より多くの票を獲得した提案者から順に

上位とする。ただし、委員投票の結果が同数となった場合は、委員長が投票した提案者から順に上位とする。

(4) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。なお、審査の詳細は、以下の記載のほか別紙の審査基準による。

評価点（実績及び企画提案内容等 100 点満点）

(ア) 業務の実績・体制

- ・類似業務の実績
- ・適切な実施（人員）体制

(イ) 企画提案内容

- ・業務の理解度
- ・提案内容の的確性、企画内容の妥当性
- ・提案内容の創造性
- ・提案内容の実現性

(ウ) その他

- ・プレゼンテーションのわかりやすさ、取組姿勢、積極性

11 スケジュール

公募開始（市ホームページ掲載）	令和8年 4月 6日（月）
参加希望票の受付締切	令和8年 4月 24日（金）
参加資格確認結果の通知・案内（メール）	令和8年 4月 28日（火）
質疑受付締切	令和8年 4月 30日（木）
質疑回答	令和8年 5月 7日（木） 予定
プレゼンテーション辞退締切	令和8年 5月 11日（月）
企画提案書・見積書提出締切	令和8年 5月 15日（金）
書類選考及びプレゼンテーション実施（質疑応答を含む。）	令和8年 5月 20日（水） 予定
選考結果の通知	令和8年 5月 21日（木） 予定
契約締結	令和8年 6月中旬 予定
チラシ納品	令和8年 7月中旬
仕込み日	令和8年 10月 13日（火）
令和8年度立川市高齢者のつどい	令和8年 10月 14日（水）～15日（木）

12 その他

- (1) 提案書の作成及びプロポーザルに要した費用等は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 参加確認書類及び企画提案書等については返却しない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、必要に応じて公平性、透明性、客観性を期するため提案者の許諾なく公表することがある。
- (4) 採用となった提案について、協議の上、内容を一部変更する場合がある。
- (5) 発表の際は、提案者名を伏せること。
- (6) プロポーザル審査委員またはその関係者に、本業務に関して接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為を行った場合は、失格とする。
- (7) 参加希望票、企画提案書その他必要書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を無効とする。
- (8) 市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的での使用を禁ずる。
- (9) 審査結果については、立川市ホームページに公表するものとする。